

関係団体の長 殿

鹿児島労働局 雇用環境・均等室長
(公 印 省 略)

職場におけるカスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の強化について（周知依頼）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、雇用均等行政の円滑な推進につきまして、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）により、事業主に対して、職場におけるカスタマーハラスメントならびに求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のため必要な措置を講じることが義務付けられます。

また、当該措置の適切・有効な実施を図るため、事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 8 年厚生労働省告示第 51 号。以下「カスハラ防止指針」という。）及び事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 8 年厚生労働省告示第 52 号。以下「求職者等セクハラ防止指針」という。）が制定されたところです。改正法、カスハラ防止指針及び求職者等セクハラ防止指針はいずれも令和 8 年 10 月 1 日から施行又は適用されます。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法及び上記指針に基づき、カスタマーハラスメント防止のための措置ならびに求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための措置が着実に講じられるよう、別添リーフレットを活用・配布いただく等して、傘下会員、事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、指針全文を含む周知用資料につきましては、厚生労働省ホームページ、当局ホームページ及びポータルサイト「あかるい職場応援団」に公表しております。

（裏面を参照ください）

【厚生労働省ホームページ】

「厚生労働省 ハラスメント防止」で検索



【当局ホームページ】

「鹿児島労働局 ハラスメント防止」で検索



【ポータルサイト「あかるい職場応援団」】



担当 雇用環境・均等室

Tel 099-223-8239